



片柳中学校だより

# 片 柳

第3号 令和6年6月1日発行  
さいたま市立片柳中学校  
さいたま市見沼区大字御藏551  
TEL 048-683-3173

<学校教育目標> 夢をはぐくむ学校 ○自ら学ぶ生徒 ○心豊かな生徒 ○心身を鍛える生徒

## いじめ撲滅に向けて

校長 加藤 明良

道端のアジサイの花が鮮やかに咲き始め、梅雨の季節が近づいてきました。先月の京都・奈良を巡る3年生の修学旅行では、五月晴れの中、新緑の美しい古都を楽しむことができました。また、1年生は清水公園での飯盒炊飯とアスレチック体験も天候に恵まれ楽しい思い出をつくることができたのではないかでしょうか。

今月は3年生にとって最後の公式戦になる学校総合体育大会が始まります。ぜひ、昨年度の新人体育大会で見せてくれた粘り強い戦いを見せてほしいと思います。そして、一つでも多くの部が県大会や関東、全国大会へ出場できることを願っています。

さて、6月はいじめ撲滅月間です。各クラスではいじめ撲滅に向けたスローガンやできることを話し合うことになっています。いじめという言葉は重いものですが、けっして他人事ではなく、いじめの芽は常に私たちの目の前で起きているという当事者意識を持ってほしいと思います。文部科学省ではいじめの基本認識として次の5点を掲げています。

1. 「弱いものをいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識を持つこと。
2. いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行うこと。
3. いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有していること。
4. いじめの問題は、教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題であること。
5. 家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要であること。

これは今から20年以上前に書かれたものですが、今でもいじめについて考えるときに立ち戻って認識すべきことです。

そして、国は子どもや家庭をより一層支援するために令和4年にこども家庭庁を発足させました。その基本方針の中にもいじめについて以下のように書かれています。

**いじめに関し、こども家庭庁は、学校外でのいじめを含めた子どものいじめの防止を担い、関係機関や関係者からの情報収集を通じた事案の把握、いじめの防止に向けた地方自治体における具体的な取組や体制づくり等を推進する。**

特に重大事案が発生したときは、文科省とこども家庭庁共に連携し対応することが明記されました。国の機関が2つも関わっていじめ問題に取り組む仕組みができたわけです。それほどいじめ問題が複雑化・深刻化し、命にかかる重大事案が起きている実態があること。それを防ぎたいという強い思いが国を挙げての取り組みに至っていると思います。

みなさん自身、友達、学校内で、近所の子どもたちなど、日頃から目にする場面で、いじめにつながる言葉や行為を見たり聞いたりしたときに、声をかける、相談に乗る、信頼できる人に相談するなどに行動を起こしてほしいと思います。保護者や地域の皆様もいじめ問題に关心を持っていただき、何か気になることがあれば遠慮なく学校までご相談ください。